

- (三) 氏神等ニ於ケル休業日ハ之ヲ廃止スルコト
- (四) 国祭日ニ対スル取扱ニ付キ内閣ニ於テ考究中ナルヲ以テ追而指示アルベキコト
- (五) 神宮・大麻・頒布、神饌田・神饌米奉獻等ノ行事モ取止ムルコト
- 三 学校内ニ於ケル神社、神祠、神棚、大麻、鳥居及注繩等ハ撤去スルコト 尚御真影奉安殿、英霊殿又ハ郷土室等ニ対スル神道の象徴撤去スルコト
- 四 学則、校則、校訓又ハ綱領等ニ付テモ神道の字句ヲ除去スルコト
- 五 官公立学校ノ教職員ノ公的資格ニ於テ神道ノ支援保全及弘布ヲ為シ得ザルコト 尚教職員ノ右ニ該当スルガ如キ講義ヲ為シ得ザルコト
- 六 官公立学校ノ教職員ハ公的資格ニ於テ神社ニ新任乃至現状等ノ奉告ヲ為シ若ハ学校ヲ代表シテ神道ノ儀式ニ参列シ得ザルコト
- 七 教職員乃至生徒児童ニ対シ神道其ノ他如何ナル宗教ヲ問ハス之ヲ信仰セザルガ故ニ若クハカ、ル特定宗教ノ慣例祭式、礼式等ニ参列セザルガ故ニ差別待遇ヲ為スコトヲ得ザルコト
- 八 学校ニ於テ現ニ使用セラレツツアル凡テノ教師用参考書及教科

書中ノヨリ神道教義ニ関スル個所ヲ削除セシムルコトト共ニ教授セシメザルコト

尚削除スベキ個所ハ目下文部省ニテモ検討中ナルヲ以テ決定次第指示スベキモ不敢取本措置ヲ講ズルコト

九 「国体ノ本義」「臣民ノ道」ノ使用ハ之ヲナサザルコト

十 「大東亜戦争」「八紘一字」等ノ用語ニ認メ得ザルモ之ト類似スル他ノ用語ノ使用禁止ニ付テハ目下検討中ナルヲ以テ追テ指示ノ見込アルコト

(西箱根青年学校「聯合軍関係書類」(昭和二十一年)箱根町役場蔵)

### 一六一 勅語および詔書の取扱措置に関する件通知

二十一下学取第一一四号

昭和二十一年十月二十四日

足柄下地方事務所長(印)

西箱根青年学校校長  
国民学校 長殿

勅語及詔書の取扱について

標記の件については往々疑義をもつ向もあるから左記の通り御了知の上御措置願ひたし

記

たし

記

一 教育勅語を以て我が国教育の唯一の淵源となす従来の考へ方を去つてこれと共に教育の淵源を広く古今東西の倫理、哲学、宗教等にも求むる態度を採るべきこと

一 式日等に於て従来教育勅語を奉読することを慣例としたが、今後は之を読まないことにすること

一 勅語及詔書の謄本等は今後も引続き学校に於て保管すべきものであるが、その保管及奉読に当つては之を神格化するやうな取扱をしないこと

(西箱根青年学校「聯合軍関係書類」(昭和二十一年)箱根町役場蔵)

〔注〕別紙受領書には、「受領年月日 二一・一〇・二六」と記され  
たし。

二三 学校における宮城遙拝等禁止の件通牒  
二二下学収第一二〇号

昭和二十二年六月十九日 足柄下地方事務所長(印)

各学校長殿

学校に於ける宮城遙拝について

標記の件について別記のような通牒があつたから了知の上注意され

儀式に際して学校が主催し、指導して行われた宮城遙拝、天皇陛下万歳は今後やめることとする。

また学校の校長及び教員は、学生生徒及び児童の教育に際し、天皇神様化の表現を強制したり、又は指導したりしてはならない。このことはもとより学生、生徒及び児童各人の天皇に対する自発的な尊敬の表現を妨げるものではない。

なお従来祝日において儀式を行うに際して、学校によつては、形式的画一的に行はれて来た向もあるが、今後はこれを改め、これを行う場合は学校の実情に即して例へば学芸会、運動会、展覧会又は講話、講演等を行い、適切に祝日の趣旨を徹底させ参加者がひとしく喜びを共にするように実施されたい。

(西箱根青年学校「聯合軍関係書類」(昭和二十一年)箱根町役場蔵)

〔注〕別紙受領書には、「受領年月日」とあるが無記名のみである。

二六 学校生徒の神社関係行事等への参加禁止徹底の件通知

中学第四二〇号

昭和二十二年十一月二十一日

各学校長、幼稚園長殿

中地方事務所長

神社関係について

標記の件については既に四大指令によつて周知のほすであるが最近  
 之が徹底を欠く向もあるもので左記の点につき特に御留意の上遺憾な  
 きを期せられたい。

記

- 一 神社の主催する行事は勿論之に関係ある行事に学校として参加してはならない
- 二 神社の主催する展覧会、競技会等について学校に於て公表してはならない
- 三 学校が神社及神社に関係ある場所を会場として行事催物を行つてはならない
- 四 神社の關係行事に於て生徒が個人で受けた賞状等を学校に於て授与してはならない
- 五 教師が生徒を引率し神社に拜礼してはならない

(神田村立神田小学校「指令綴」(昭和二十年)平塚市教育研究所蔵)

一四 忠霊塔 忠魂碑等撤去の徹底に関する件

通知

中学第四五号

昭和二十三年二月十八日

中地方事務所長

町村長殿  
 学校長殿

軍国主義的又は超国家主義性を有すると認められる忠霊塔、忠魂碑、銅像の措置について

右のことについては先に通牒(昭和二十三年十二月二十一日附中学第四五号)に依りそれ〴〵措置せられてあることと思ふが、未だ該当のものが現出する向もあるよう聞き及んで居るのでこれにあてはまるものがあれば至急撤去方実施するよう御取計い願ひたい。

撤去については本省よりの通牒写其の他参考書類を添附した<sup>[注]</sup>のでそれに依られたい。

なお昭和二十三年一月三十一日以降撤去したものについては、その都度左記様式に依り地方事務所学務課宛報告書二通を提出せられたい。

記

種類名称	碑文字又は碑文	所在地	所有者又は管理者	撤去年月日	撤去理由

本通牒受領後は受領証を必ず返送のこと

(神田村立神田小学校「指令綴」(昭和二十年)平塚市教育研究所蔵)

〔注〕添附資料省略。

一五 国旗掲揚の制限に関する件通知(一—二)

(一)

二十一下学収第一四六号

足柄下地方事務所長(印)

青年学校校長  
国民学校校長

国旗掲揚に関する件

祝祭日等に於ける国旗掲揚方に関してはこれまでその都度政府より聯合国軍総司令部に申請し其の許可を得て実施して居る次第であるが、国旗の掲揚については往々疑義をもつ向もある様であるから聯合国軍の占領下にある現下の我が国情に鑑みこれが取扱方に付掲揚等は厳に差控へられたく念のため通報します。追つて右の聯合国軍総司令部の許可指令はその都度新聞、ラジオ放送等に依つて承知せられたい。

(西箱根青年学校「聯合軍関係書類」(昭和二十一年)箱根町役場蔵)

〔注〕別紙受領書には、「受領年月日 二十二・一・八」と記されて

590

(一)

二十二中総収号外

昭和二十二年十月三十一日

中地方事務所長(印)

各町村長殿

国旗掲揚に関する件

来る十一月三日明治節当日に於ける国旗掲揚は差支へないから通知する

尚当日参賀の儀は廃止されたから管下関係方面及び一般へも周知せられたい

(大山町役場「庶務書類」(昭和二十一年)伊勢原市役所蔵)

一六 国旗掲揚の制限措置解除の件通知

二十四中総収第二七四号

昭和二十四年二月二十三日

中地方事務所長

各町村長殿

国旗の掲揚について

国旗の国内に於ける無制限使用については已に御了知の事であるが別紙の通り総理庁よりの指示もあるので遺憾なき様一般に周知せしめると共に祝日その他適當の場合には率先国旗を掲揚する様御配慮

願いたい

(別紙)

写

自発第一二六号

昭和二十四年二月四日

総理庁官房自治課長

各都道府県知事殿

国旗の掲揚について

マツカーサー元帥の年頭のメッセージにより国旗を国内において無制限に使用し掲揚する事が許可されたのであるが右に關し連合軍司令官から日本政府に対し左記要旨の通知があつたので「国民の祝日」においては勿論その他適當の場合において此れを掲揚し広く国民に一層国旗敬愛の風習を興すよう格段の御配慮を願いたい

尚「国内において」とはこの場合領海を含まず従つて船舶(港湾等に碇泊中のものを除く)は国旗を掲揚できない事に御注意願ひたい

記

一九四九年一月六日

日本政府宛覚書要旨

一 一九四九年一月一日より日本国内において無制限に日本国旗を

掲揚する事を許可する

二 本件に關し占領軍には通知済である

成取第四四二号

昭和二十四年二月二十四日

中郡成瀬村役場

お知らせ

国旗の掲揚について

国旗の無制限使用についてはマツカーサー元帥の年頭のメッセージにより已に御承知の事と存じますが今回総理庁よりの指示もあり祝日は勿論其の場合でも極力国旗を掲揚するよう通牒がありましてから御知らせ致します

(成瀬村役場「庶務書類」(昭和二十四年)伊勢原市役所蔵)

### 一六七 戦後民主教育の理念と実践要項

序

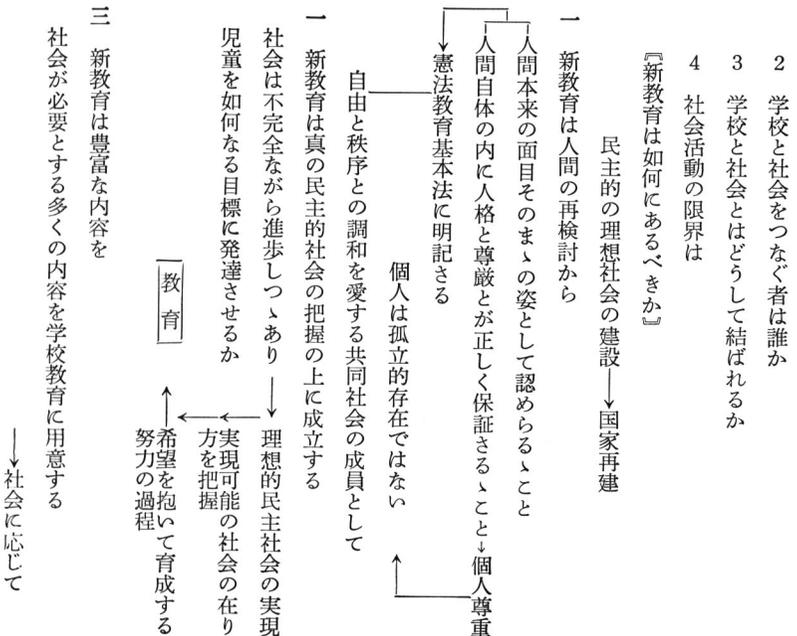
一 新教育は如何にあるべきか

二 新しい教師は如何にあるべきか

第一 新しい教師の活動は如何にあるべきか

第1章 政治改革

- 第二
- 1 新しい教師はどんな働きをするか
  - 2 新しい教師はどんな基礎的の教養が必要か
- 教育資料を如何に整理し参考にするか
- 1 新教育の原理と方法に就いてはどう理解したらよいか
  - 2 教育動向の考察とその応用は如何にするか
- 第三 教師の実際活動は如何にあるべきか
- 1 実際活動の態度は如何にあるべきか
  - 2 学級及校内の巡視は如何にすべきか
  - 3 教師の实地活動の指導
  - 4 学籍簿の運用
  - 5 学校学級の施設の整備
- 第四 教師の研究活動は如何にあるべきか
- 1 基礎的研究の態度は
  - 2 研究活動と図書館其他に付いて
  - 3 各種研究機関の利用
  - 4 研究成果の発表
  - 5 新検査法の研究と活用
- 第五 教師の社会活動は如何にあるべきか
- 1 学校と社会との関係は如何にあるべきか



1 民主的社会についての社会的政治的経済的文化的理解と家庭社会国家及世界の正しき人としての態度

2 各個人の個人的及社会的資質の最大限度の発達

3 健康な身体とその保全の良習慣

4 芸術的教養とその生活

5 職業的能力を獲得する目的

教科書参考書社会現象の観察研究 民主生活を知る教師と児童の

継続的努力

四 新教育は新教育方法によつて達成される

新教育 → 新教員技術から

← 児童発達心理学の研究から 身体的 科学的の精神

査から

1 素質的に一人一人の個人差がある

2 個人性 社会的集団に参加させ経験を通して漸次協力的 社会的 民主的

民主的の態度 → 行動化する → 学ぶ

↓ 自発的な

形式的ならざる児童と教師

集団的討議に堂々たる勇氣

素直に受ける寛容な態度

五 新教育は優れた指導を望む

民主教育の徹底 → 教師 (自治協力の生活態度)

学校長 ↑ 教師

視学主事

教育委員

↓ 一体

賢明な指導 → 現場教育

『新しい教育は如何にあるべきか』

新しい精神で民主教育の実現

一 性 格

資格、権限、職分、地位、待遇、養成、研修 → 法律政令に示す

二 旧い教師

『与えられた教師』

權威主義 事務に忙殺

三 新しい教師

親しまれる児童の相談役

1 教育の熱愛者である

○ 教育的職分が天分であるという強い信念を持つ

○ 教育的発達を促がす計画を樹立する

○ 機会ある毎に児童のためになる創造的な能力を持つ

2 教育の責任者

- 教師と校長は新しい時代の人を作る責任を有する
- 思想に対する批判力を持つべき

○児童に対して圧迫感と不安を抱かせない

○不如意の下にも真の自由の世界の夢を具体化する様

○時代の思想や文化の傾向に留意し批判を怠らない社会科学研

究の一学徒であるべき

○新鮮な感覚と新しい思想を吸収し経験を通して思想を再組織

して計画を立てる

4 真理の探究者であるべき

○常に生成発展する教育の原理を検討する

○生活を通して新しく現成されて行く補導者である

○人格に対する尊敬は何人にとつても自由の基盤である事を信

ずる

○教育の内容、方法、生長と発達に対して研究し真理を究明す

る熱意と学問的態度を有する

○科学的方法によつて得た事実を常識によつて変えない

5 学校と社会の連絡者である

○学校と社会との関係を組織し改善するには如何にしたらよい

か

○実態の調査をする

政治経済其の他の問題を知り親しく話す事が出来る様に

○民主的原理を説明する

○地方部落民の教育の考え方を指導する責任がある

6 明るい豊かな心情を持つ

○ユーモアに対して優れた感覚を持つ

○元気のある教師

学校を愛し村に親しみ子供のよい相談相手となり且つ家庭のよき

相手となる。

『新しい教師の活動は如何にあるべきか』

一 新しい教師はどんなはたらきをすべきか

○児童をして自発自律の社会人たらしめる

個人の自由を伸ばし社会に対する責任を負う能力を完全に発揮

○校長は教師の独自性によつて力量を自由に発揮し最良の教師に

なる様に助力するためにある

○教育心理学、手引、教科書、学習指導要領、専門家の研究書を

研究する活発な活動を展開すべき

○校長は教師間の複雑な人間関係を処理すべきである

1 教師の研究団体を作るべき

○新しい書物にある事柄を相互に研究する、協力する、尊敬し合う

自らも向上発展することを望む

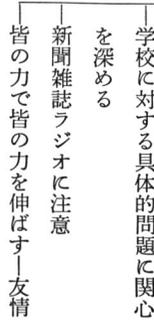
a 人から——感情の均衡

b 長所の発見——潜在力の発展

c 創造力への関心——教育計画、教育方法、教育方途

d 問題の着眼——問題の発見——正しき理解と解決——示唆

e 世人の視聽を集める——世人の注意を促す



2 教師の研究の方法は

○教師は教室の独裁者ではない

（校長は教師の独裁者にもあらず）

（同心同行者なり）

○校長は教師の助言者なり

a 民主的な方法——発案企画

b 研究集会

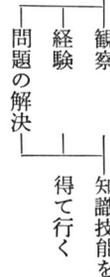


c 公開授業

○協力的教育改善のため

○授業法に新工夫を持つ——改善、進歩のため

○材料は自然又は社会自身



○自発的活動

○授業は千変万化——教師の力量を充分駆使する

○奮起する

○示唆、努力、向上の資料

d カリキュラムの構成

○社会の要求に即して内容、運営が進歩的に吟味さるべき

○カリキュラムの継続的組織的研究

（学校毎に研究すべきものである）

二 新しい教師はどんな基礎的の教養が必要か

○教育的意志 教職的教養の深化

第1章 政治改革

1 教職的教養は重要である（教育意志）

○よりよい教育者たらんとする意志と児童に学ばんとする意志

が合致して教育の効果成功あり（真しな教育活動）

○学習指導要領参考書は直接必要——児童の成長発達

○教育心理、人間的の一般の教養——基礎的に必要——社会生活

a 教育心理

生成発達の実態の研究は重要である

（教育計画方法に必要）

（青年心理的、学習心理学、発達心理学、教育環境学、

教育測定法）

教材の文化的心理的研究として教科課程論にも影響あり

日本の教育と外国との比較研究

日本の現在従来の教育計画進展の方向を理解のため

（教育史、教育社会学、教育管理、教育時事問題）

b 教育の社会的意義

社会的の責任の重大さを感じ得

2 一般的教養（総合）

○教師の一般的教養の必要が強調されている

教師としての職能的教養技術、社会科学、人文自然科学

○特に社会科が中心的位置をしめている

指導要領を教師が作り出す

a 社会科学

社会研究 新聞雑誌 社会問題 社会学の研究 政治経済

研究 地方自治 家族制度 国家政治経済 人口食糧政策

貿易

文化研究 道德 宗教 芸術

b 人文科学

国文学の研究

哲学

c 自然科学

環境 栽培 飼育

生物界の物資循環

化学元素と其の化合物  
物資と其のエネルギー

現象と数学

3 専門的教養（研究組織）

『教育資料を如何に整理し参考にするか』

一 新教育の原理と方法に就いてはどう理解したらよいか

憲法——民主的文化的な国家の建設 世界の平和と人類の福祉に

貢献する

国家理想の実現に基本法教育法施行規則

1 原理

○一貫精神——人間の尊重

旧来の教育は人間の価値に先行して国家の政策があり人間の権利を阻害していた家族制度の伝統や社会生活の伝統があつた

法のもとに平等男女差なし言論信教集会の自由、公正な裁判の保証と自他の責任

右の如き基本的人権の上に教育が成立する(新教育の原理)

○教育目標の追求

社会人としての発展

個人としての生成

職業能力の育成

2 実現の方法は

○教育の目的を知り原理を十分了解するために諸書を生かす

教育心理学 教科書 各教科指導要領

○教師は教育は何を要求しているか

どんな仕組で編まれているか

有効に働くにはどうしたらよいか

新教育の方法はどんな所に眼目工夫があるか

○教育方法の具体化

旧教育は理念的観念的に重点があつた——具体性がとぼしい

其の矯正法は

a 教育目標が明確に定まり実現方法が計画されること

多量の材料多岐な要求が整えられること

系統的秩序が整然とする

学年相応の目的が達せられるよう

b 社会と共に教育が行われるよう

児童の生成発達の生活に即しつゝ社会の要求に応えるような教育をなすべき

c 教育は児童と共に

教師は自ら教育計画を立案すべきである

教師は児童と共に計画し討議し生活に即し学習が展開出来る様に

る様に

やがて児童が自主的自発的に学習が出来る様に

d 教育は実物に即してすゝめるべき

教育は実物に即してすゝめるべき

言葉のみの教育は禁物—— reality に即した教育計画

実物を多く用意する 実験する 記録する 整理する 説  
明する

○教育方法の個別化

如何なる方法で個性を發揮させるか

地方独自の自由と創意による教育をするか

教師の実力

a 教師は新鮮な感覚で一人一人を了解する  
個人差によつて適当な考慮を払うべき

b 創造的の教育の実態を実現する

学校学級によつて教科過程によつて創造的に

田舎と都市 寒地と暖地 地方の特異性

教科過程の案出

c 自発的に興味と歓喜とを持つて学習する

疑問と好奇心—— 引込思案にならぬ様

○教育方法の民主化

教育方法の民主化によつて新教育が徹底する

教師と児童の協力によつて教育

児童相互の協力によつて

教師児童父兄及一般社会人の協力と信頼によつて發展する

教育

a 相互の誠意と信頼とを高め関係人が目標に向つて建設  
的な力を發揮し得る様に組織する

研究会 委員会

b 組織的な活動は進歩的でなければならぬ

自己の使命

児童、他の教師、校長、社会の協力者を真剣に考える

○基準の示すものは

理想と現実とは離れている(校舎、教師の不足、教具の不足、

資材不足)

文教政策は確立されている

光を求め、障害を克服

最低限度の基礎確立——積極的に——理想え

二 教育動向の考察と其の応用は如何にするか

動向に関心と熱意を持って——新聞、ラジオ、雑誌

教育実践家の意見実験記録

学者の研究と所見

一般社会人の考察意見

教育関係者の政治経済文化社会記事の大観

○教育雑誌及刊行物の研究

内容を推奨し合い 研究し合う

○教育資料としての新聞

日々の記事の読み方と整理を合理的に

教科書に準じて資料とする時は撰択と解釈に注意深く指導す

る

新聞利用手引き必要

○ラジオと教育活動

声の教科書として利用すべきもの

教師の時間——研究の時間——示唆と刺戟あり

必ずず記帳すべきものである——進駐軍の命

子供の時間——授業に準じてなすこと——効果あらしめる様

【教師の実際活動は如何にあるべきか】

一 実際活動の態度は如何にあるべきか

今迄の教育の中心は子供の外部にあつた。教師の中に、教科書の中に何処でもよいとかく子供自身の直接の本能と活動との外部にあつた今こそ子供が太陽になつて、子供の仕組は其の周囲を廻る様にならねばならない。

教育の中心である子供

自然の生命に根ざす自発性に基づいて常に活動を続行して  
いる動的的存在

自発性の原理と生長への適合

↓教育活動の根幹であり——↓社会的要求を満たすことに新教

育の特質がある

○児童の実態研究に当れ

教師は児童の性と年齢により各々深い研究と理解を持つべきである

特に青春期の指導は大切である

教師の教育心理

豊富な資料——問題解決——ワークショップ

○広い視野と深い根底のもとに

近來日本の教育は性格を改めて来た

新教育——目的、内容、方法、性格、を明瞭にして来た

教師は性格を身につけていなければならない

学校は教育の中心的存在——将来も——躍動する生命体

↓個々の児童の実態を深く正確に把握して完全な人格に発

展させる

熱意(教師)と教育者の団体及自体の(ママ)絶えざる修養

要は 学習指導要領の研究  
 指導書の研究  
 + 生活地域に即した創意と工夫  
 児童発達心理

将来は 個性を見落さない一人一人の全人的完成への指導で

あるべき

若き者への切実な期待

すぐれた知能

健全な感情的な調整

公民としての責任感

伸び行く健康体の育成

張り切つた力を与える

○学校の性格の把握

自校の性格の把握を明確にする

学校は常に――新しい方向と計画を持つべき――頭を切り

替える

↓教育理念の基礎を築く

憲法

教育基本法

学校教育法

施行規則

目的の把握

実際家の研究  
 環境の整理  
 具体的発展の要素  
 教科過程の存在  
 創意工夫

二 学級学校内の巡視は如何にすべきか

1 目的

教師の批評 授業参観して批評は建設的でない

↓学級及児童の美点は何処か

↓教師の問題（日常指導上の）を観察

即ち活動状況実施事項、方法面、教師の煩悶点を知るため

又他の学級及学校の教師及児童を引用して比較研究する

P T A の関係

具体的事例

イ 学校経営と教師の実際部面とが相似しているのか否か

ロ 男女共学の諸問題 相反するか 融合するか

ハ 教師が欠勤した後の児童の活動状況

ニ 進歩的な立案か否か 日案、週案、月案、学期案、年計画案

ホ 自発的の学習か

ヘ 図書、新聞、雑誌の利用

ト 教師児童の相合した授業及種々の試みは如何に

チ 民主的な経営及指導

- リ 児童の研究記録は如何にしてあるか
- ヌ 父兄との連絡は如何に
- ル 児童個性の伸展方法及方策は
- ヲ 児童の民主的傾向は
- ワ 学級の給食状況は
- カ 児童のクラブ活動状況は
- ヨ 各科の指導方針は
- タ 学校放送の活用状況は
- レ 映画利用状況
- ソ 学習法—↓討論法の目的と研究実際
- ツ 時事問題の研究
- ネ 補充題材は
- ナ 学級新聞、学校新聞、壁新聞は
- ラ 運動場の改善及利用
- ム 農園の利用空地の利用
- ウ リクレーション施設
- エ 施設及設備
- ノ 学級及其他の附近の美化整頓、衛生状況について
- オ 研究物

- ク 特殊児童の補導
  - ヤ 社会施設の利用
  - マ 事故防止の訓練
  - ケ 生産的、報徳的訓練
  - フ 家庭的訓練
- 校長は教師の良き相談相手でなくてはならない  
 求めに応じて 示唆と資料の提供者——職見技術参考資料
- 2 新しい態度とは何か
- 総べて友誼的でなければならぬ 校長対教師 教師対児童  
 総べて信賴的で 校長対児童
- 同情的友情的  
 激励的(校長) 裏面的に常に活動すべき優しい母親の存在
- 3 常に賞するを第一とする
- 児童の美点を常に捉えて短所を覆う事  
 指導に同情的、温情的、建設的に  
 長所は他学級に伝達する様に
- 4 学級参観に対して如何にあるべきか
- 教師は常に校長教頭に何時間目が適當なるかを申出さずべき  
 優れた實際活動は美点は何処であつたか

個別的に討議すべきだ

職員の常会に話すべきだ

問題を早くから提出して研究して頂くべきだ

常に理論と実際とが結ばれる様に討議すべきだ

三 教師の実地活動の指導は

○指導書の相互研究

学習形態の変化——教師の独裁から児童の興味え

教師の役割は——指導刺戟びく 激励 教授

教師各自が自発的に読むべき

相互研究（疑問点を）して話し合う

○実地の成果の整理と発展

なす事——成果の整理——発展の集積——無限え——

努力 ← 継続 ← 反省 ← 教師の喜び

四 学籍簿の運用は

○学籍簿の使用と活用

常時使用するべき帳簿であるべき——民主的社會形成者（全人格）として

格）として

↓個性の欠陥を矯正する

（科学的）

学籍簿は新教育の縮図なり  
工夫、活用、努力

○学籍簿利用の方法

児童指導用教師手引に記載される

評価法 学習の単位 学習の結果の評価 適応性と矯正法

心理学的教養を持つて

五 学校学級の施設の整備

○児童用の図書教具類の整理 「教育あれで教養なし」

自発性に根ざす民主的学習形態上から重要である

社会科の研究（実態調査 図書 教具）

個人的——グループ的

○学校学級の美化 衛生給食の施設に付いて

生活環境 美化施設 高尚な趣味 豊富な見識

衛生 有形無形の美

健康保全と増進

家庭と学校の協力

食糧事情

↓記録、観察、実験、質問  
調査票、面接、検査、測定  
↓教育指導の源泉の意義を持つて

「学校給食」 科学的な調理と愛

衛生的、経済的、能率的

『教師の研究活動は如何にあるべきか』

基礎的研究の態度は

1 実際の達成の要件

教育目的達成の要件

○ 学問研究の本質である真理探究という自由な精神

○ 實際生活を基礎として出発し其の成果が生活に体験づけられて行く

○ 真理探究 → 掘下げた態度

○ 学究的、科学的な態度

○ 体験づける

↓ 広い視野を持つ 実際的な態度

2 本質的なものへの追求

六・三制は新しい性格を持つている

基盤は 自由と平等を基調とする民主的な新教育理念を求むべ

く 人間的価値の理念に立脚する

教育者の使命は

学級的、科学的、実際的な態度による教養に集結する

即ち、日本を民主的文化的平和国家として成長させる

○ 法規や図書の研究

○ 社会的文化施設諸機関の研究

○ 實際生活に即する教育

3 継続的、発展的であるべき

研究的態度の欠陥は継続的、発展的でなかつた

○ 一つの研究が終ると終止符をつけるのは不可

広い視野と深い根底に立つ研究でありたい

○ 無限の成長の一過程的存在であれ

一段づゝ出現の成果を見出す

明日への発展の反省

教育 → 社会の実相と文化の成長を反映 → 一大革新させる

4 共同である

個人の研究活動が基礎である → 共同研究が更に肝要である

○ 各個人の努力の集積が組織を通して 総和の持つ偉力を期待する

○ 独善的になり易い教育界を共同して事に当るのが今後の進

むべき行方だと思ふ

二 研究活動と図書館其の他に付いて

二 研究活動と図書館其の他に付いて

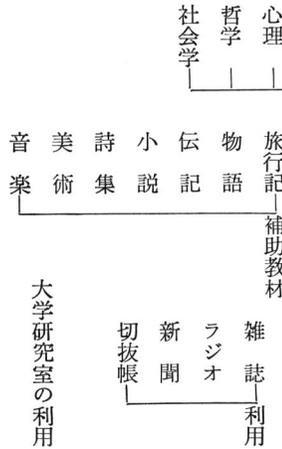
1 調査と其の資料

教員の研究活動と図書館は密接な関係である

読書研究は精神の糧である 図書館の存在の必要

学校図書館→都市、学校勤務中は出来ない故に

特に 教育——座右の銘とすべきだ



三 各種研究機関の利用

1 各研究機関の調査とその利用

教育に関連のある研究機関と連絡をとるべき

(大学、師範学校、国立、私立の教育研究学校)

(図書館、研修所、研究室)

(同種の学校の研究事項)——参観

講師の招持

2 地区研究組織の計画

共同研究——共通した事項の研究

研究協議会

新しい知識を得る

資料を蒐集する

四 研究成果の発表

特に社会科、職業指導、自由研究は重視すべき

書くことは話す以上に自己思想を統一し体系づける

教員はまとまつた発表をする事が大切——書くことも話すことも

1 将来の研究発表は

自主的は勿論である

中央の試案に熟考的である

○学校自体から生れる提案であるべき

← 地区的研究 討論 批判 修正——自己を磨き 刺激

教材論 原理論 方法論 施設設備論

学習効果の判定 学習形態 教科別の経営方法 学籍簿

五 新検査法の研究と活用

知能 正否法 論文法

学習性格——標準テスト 完成法 評価法 試験法——構成等級

適性

対照法

多岐撰択法

○児童指導の上に適切有効に利用するか——要は科学的な指導

『教師の社会的活動は如何にあるべきか』

一 学校と社会との関係は如何にあるべき

郷土(市町村)は児童が社会を学ぶ生活の中心であり実験室である

○経験や生活態度を学習する

○民主国家人として素直に健康に成長する事を誰も望む

○学校も父兄も村も一体となつて教育の責任を分ち合う

○教育環境を整える——学校は文化の中心

└─┬─┘ 村の生活から離されない

○村民総意と要望を教育に反映し協力と援助を与えるだらう

学校と社会が結ばれて民主教育の効果がある

二 学校と社会をつなぐ者は誰か

1 疎かつた学校と社会を密接にする者は校長、教師である

村の人の毎日の生活が学校につながり教育の理解と熱情が強固

になり持続する所に新しい教育がある

2 校長教師は高い教育理想を持つて

共同の問題に深い関心

村人と親しく語り合う——実態をつかむ——正確に  
社会改善に協力すべし

特に政治経済産業に関心を持つべし——↓学習活動

思想——↓書物雑誌映画

3 民主教育の根底は

村民と協力して村民の問題に献心的解決に意を注ぐ

三 学校と社会はどうして結ばれるか

1 社会が財政的援助を与える

両者の間柄を密接にする

2 相互のよりよい深い関心と理解をする

イ P T Aを大いに活用すること

家庭と学校と社会とが責任を分ち合う

子供を幸福に 学校をよくし 社会を改善する

会の適切な運用が社会と学校を結びつける

健全発達のため骨を惜しむ勿れ

ロ 学校の教育計画に参加させる

教科の内容は児童の必要と興味によつて撰択塩梅する

教育委員会を通じて地方の実情意向を教育に反映する

広く大いに多人数を教育に参加させる(助言者、忠告者)

例 教育に理解ある人

経験の深い人

計画実行性のある人

学識々見のある人

篤農家

婦人会——家事技術家

男女青年団

職業代表者

ハ 学校の施設を一般に開放する

○正規の授業を妨げない範囲に於いて一般に開放する

学校図書室 実験室 作業室 家庭室 空いている室

音楽会 学芸会 展覧会 運動場 映画会

○教育の雰囲気は乱されてはならない

○開放規則

学校長 村長 地方の有力者 児童の代表者が慎重に考

えて

○規則の厳守 秩序の維持

教師と委員の定めた点に必らず素直に従う

○随時随所にて指導

ニ 学校が社会に奉仕する

教師も児童も社会に奉仕する心構と実践が必要

○村の美化計画——道路清掃

○農作物の害虫駆除——蝗虫駆除、いなご取等

○防疫作業——種々な調査

○農繁短縮——家事手伝、労力奉仕

教師は常によい相談相手となる

ホ 各種の実態調査をする

人口調査

産業状態

資源

交通状況

協力と援助が常に必要

ヘ 各種の社会施設を利用する

農業協同組合

指導農場

牛乳集荷場

製材所

工場

科学的な統計調査——知能発達程度に応じ  
社会科のよき指導

利用——休暇利用

見学——実習

ト 地方文化に深い関心を持って

文化の理解は新しい方向づけとなる——社会的使命

文化の背景——産業状況——文化の認識を得る

各所史蹟

四 社会活動の限界は

社会活動の範囲は広い 限界と軽重が必要

校長は常に教師を助けて民主的な教育理想を実現すべく教育的効果をあげよりよい教育への強い意志と聖らかな教育的な

熱情

冷静な理性による教育理念への反省

どうすれば教育効果が十分に挙がるか

有効 新しい教授法として教室を拡げて社会を取り入れる方法

で社会的に、人間的に、教養に、知識技能を修得

社会の変化はさげられない

要は 社会と学校に貢献する

(成瀬村役場「庶務書類」(昭和二十四年)伊勢原市役所蔵)

〔注〕表紙欠。

一六 中郡成瀬村小学校時報 創刊号

成小時報

創刊号

六・三制実施せられて二年は過ぎ三年を迎えました。

「敗戦日本を救うは教育にあり」という言葉は民衆の声であり又我々担当せる実さい家にあつては喜びであり又責任の益々大であることを痛感しています。

将に三年、実を結ぶべき時は来ました。

元より教育は教師のみによつて出来得べきものでない事は今更申上げる必要はありません。

家庭、学校、社会(村、国家)が真に一体となつてこそ、効果があるべきである。

学校にのみは偏知になり易く家庭のみでは偏情的に社会だけでは放任的になり何れを軽重する事は出来なく調和があつてこそ民主的な平和な新しい国家が出来ると思ひます。

かゝる意味に於いて学校の方針を述べ又家庭及村民の声を充分に聞き村の子供、国家の子供世界に通ずる教育を実施したい点よりこの

「成小時報」

を刊行した理であります。

月に二、三回出したいと思ひます。

第1章 政治改革

三年	A	武田幸子先生
二年	B	重田美代子先生
二年	A	高橋すま先生
一年	B	長次千恵子先生
一年	A	小林ハツ先生

二十四年度の受持の先生

退職の先生 府川多津子先生  
 新任の先生 越地英三先生  
 大村弘迪先生（秦野中学校へ）

学校だより

右記の理由でありますので、各家庭に必らず回覧して頂きたいと思  
 います。  
 そして御意見や希望がありましたら、この紙の裏面によめるよう  
 ていねいに無記名で書いて下さい。  
 誠に恐縮ですが、伍長さんかPTAの役員の方でも結構ですから自  
 発的にお廻し下さい。  
 最後の方は近所の子供さんにたのんで学校に持つて来て頂くように  
 お願いします。

成瀬小学校長 小柴俊也

三月二十四日、二十五日の二日間

受持先生のきめ方

学年	男	女	計
1	44	54	98
2	68	40	108
3	49	53	102
4	38	47	85
5	50	36	86
6	48	54	102
計	297	284	581

成小の子供の数

三年	B	松井慶四郎先生
四年	A	栢田金作先生
四年	B	大貫幸子先生
五年	A	溝呂木喜代子先生
五年	B	越地英三先生
六年	A	福住菊治先生
六年	B	梶山治子先生
		牧口矩伯先生
		松本安司先生

- 1 先生方の第一、第二希望提出（多くあるため）
- 2 全員投票によりまとめる
- 3 案の提出
- 4 学校長の決定

四月の主なる行事

- 一日 一年入学式
  - 五日 始業式、新任、転任、退職先生の挨拶式
  - 六日 学級委員せんきよ
  - 九日 自治会
  - 一五日 身体検査 美化作業
  - 二〇日 貯金日
  - 二五日 遠足打合せ
  - 二九日 天皇誕生日
- その他

- 給食開始十一日頃
- 職員研究協議会（時々）
- 特別事項

◎お祭のため授業は短縮致しません（進駐軍指令）

校舎校地の使用について

- 1 教育目的には村長校長に申出
- 2 其の他一切は届出
  - A 集合届（五日前）警察
  - B 使用届（校長）三日前
- 3 政治関係政党関係は禁止
- 4 明細は村長又は校長に問合せされたい（進駐軍指令）

学校行事の内容の説明

△学級委員とは

自分の学級の向上を計るために意見をきいたり運営をする人  
先生と相談相手ともなる

△自治会とは

学校及校外の生活を向上させるため自主的な活動（計画実行）  
を教師の指導のもとに行う

△身体検査

身長、体重、胸囲、座高  
座高が又新しくなる

医者、歯医者の検査

△美化作業

学校内をきれいに整頓する（修繕、花かざり）

△貯金日とは

貯蓄精神の養成のため

二十三年度の貯金は九万九二一五円九〇銭

累計は

一九万九三五円一〇銭

△天皇誕生日

式はありません

国旗を立て、下さい

△遠足

五月になつてから五、六年には横浜の貿易博覧会にやらして下

さい

お祭りのお小使を儉約してね

△研究協議会

先生方が子供を幸福にし又自分をみかくための会で校長をぬき

にした会

△ナトコ映画

近い内にあります

△PTA

近い内に総会を開きます

規約も改正全員出席しないと成立しません

(成瀬村役場「庶務書類」(昭和二十四年)伊勢原市役所蔵)

### 一六九 農地改革に関する歎願書

農地委員会長殿

竹中 静恵(印)

歎願書

今般私儀所有ノ神奈川県高座郡相模原町淵野辺字嶽ノ内上在耕作地ハ自作農創設特別措置法ニ依リ買収対象ニ指定セラレタルニ付別紙ノ如ク規定ニヨリ異議ノ申立書ヲ提出致シタルモ決シテ法ノ趣旨及御地委員会ノ決定ニ対不当ナル措置トシテ抗弁異議ヲ申立テタルモノニ絶対無之申立理由中ニ述ベタル如ク引揚者タル甥ヲシテ其ノ修得セル才能ヲ活用シ農業ニ挺身セシメタルニ於テハ農地ヲ最高度ニ活用食糧増産ニ寄与セシメルト共ニ引揚者救済援護ノ一石ニ鳥ノ成果ヲ揚ゲルコト、ナリ此ノ方針並ニ事情ヲ御同情御賢察賜リ度彼等ノ住宅モ早急ニ御地ニ建築致ス所存ナルニ付テハ今一応御協議賜度茲ニ歎願申上候也

六月二十日

(大野村役場「農地改革ニ伴フ歎願書陳情書等(仮題)」(昭和二十二年)相模原市立図書館蔵)

[注] 別紙欠。

一七〇 農地改革数え唄

牧馬部落前村議沢田義平氏は本誌発刊に際し、次のような数え唄を寄せられた。

此処に掲げ厚く謝意を表する次第である。

農地改革数へ唄

一ツトセ 一筆毎に調査して

国の増産計らんと

農地改革案をたつ

二ツトセ 不在地主や社、寺所有

貸付農地は開放と

保有農地は限度制

三ツトセ 見よや国法無理はせぬ

地主自小作各々の

委員は我が手で選ばれる

四ツトセ 欲は互の持前で

いさゝか争議も無理はない

調停役は委員会

五ツトセ 今更法には背かねど

証券手にして泣く地主

思へば心が偲ばれる

六ツトセ 無言ぢやいるけど受けし土地

真心こめて増産に

努めて感謝の意を表す

七ツトセ 中に委員は補助員と

共に協力この土地に

黄金の穂波打たせけり

八ツトセ やがて開かる農地発

会長委員の労を謝し

合せて地主に手を合はす

九ツトセ 交換分合進めつゝ

小作契約文書とし

綴つてこゝに納まれり

十ツトセ 共に応へん国策に

互に努めん増産に

栄ゆる御国の礎ぞ

因に同氏は当時補助員として本改革に御努力願つたことを附記する

(牧野村農地委員会編「牧野村農地改革誌」(昭和二十六年)藤野町役場蔵)

一七 足柄下郡湯本町町民の政治関心調査結果

二十一学収二九号

昭和二十一年三月五日

足柄下地方事務所長

湯本町長殿

国民政治関心調査ノ件

今般民主主義ニ対スル理解ノ程度具体的時局問題ニ対スル関心並理解程度等国民ノ政治関心調査ヲ実施致度ニ付左記事項御了知ノ上調査報告相成様御配意相成度

追而右ハ貴官ニ於カレテモ之方調査資料ニ基キ適切ナル対策樹立ノ資トセラレ度 尚之ヲ以テ選挙干渉ノ手段トスルガ如キ疑ヲ与ヘザルヤウ実施上特ニ留意セラレタク為念

記

第1章 政治改革

- 一 調査事項ハ別表ノ通二十二問ニ付之ヲ行フコト
- 二 各町村ニ適當ナル機関ヲ利用シテ二〇名以上ニ付調査スルコト
- 三 調査ノ上ハ右資料ヲ取マトメ別記ノ如キ集計表ヲ作製シ三月十日ノ地方事務所学務課宛提出スルコト
- コノ際個人調査表ハ送付ニ及バズ

- 四 調査範囲ハ国民各階層ニ亘リ職業、年齢、性別等種々雑多ナルヲ可トス

五 集計表様式ハ裏面記載要領ヲ参照セラレ度

国民政治関心調査集計表

市町村名

種別	調査総数	年齢別		性別		職業別				
		三〇—三九	四〇—四九	男	女	農	商	俸給勤勞者	他	
問題別										
調査総数										
(問別調査)										
一問ノ一										
一問ノ二										
一問ノ三										
一問ノ四										

以下二十二問ノ八迄各欄ヲ作ルコト

(備考)

- 1 各欄共夫々回答用紙ニ記入セラレタル〇ノ数ヲ記入スルコト
- 2 二十及二十一問ハ第三位迄二十二問ハ〇三ツマデヲ限度トシテ集計スルコト

国民政治関心調査表

- 一 調査期日 昭和二十一年三月十四日
- 二 調査場所 神奈川県足柄下郡湯本町
- 三 回答者 職業性別年齢ヲ記入スルコト 無記名ノコト
- 四 方法 イ 一番適當と思ふ答に一つだけ○印をつけて下  
 さし  
 ロ 示された答の中に自分の答が思ふやうに付け  
 られぬ時は別に書き入れること

- 一 日本は何故敗けたと思ふか
  - 1 日本の兵隊が弱かつたから
  - 2 科学が外国より劣つてゐたから
  - 3 一部の軍人が政権を取つて勝手な政治を行つたから
  - 4 国民全体の道義が頹廢してゐたから
  - 5 議会が腐敗してゐたから
  - 6 分りません

国民政治関心調査表 湯本町

問題別	調査総数	年齢別		性別		職業別	
		三〇—三九	四〇—四九	男	女	農	商
一問ノ一	三三	一	二六	三三	一	五	一
二	九						
三	二						
四	三						
五							
六							

二 戦時中の自分の行動を省みて如何思ふか

- 1 省みてやましくない行動を取つたつもりである
- 2 戦争に対する協力が足らなかつたことを懺悔してゐる
- 3 敗戦と分つてゐたので故意に協力しなかつた
- 4 自分も至らなかつたが政府のやり方も悪かつたと思ふ

問題別	調査総数	年齢別		性別		職業別	
		三〇—三九	四〇—四九	男	女	農	商
二問ノ一	一〇		三	七	一〇		
三	三三						
四	一						
五	二六						
六	二〇五						
七	三三						
八	一						
九	五						
一〇	一						
一一	七						
一二	三三						
一三	一七						



第2編 昭和 戦後(1)

- 5 日本が平和国家として立上る為に先づ何を為すべきか
  - 1 産業を復興せねばならぬ
  - 2 民主主義を徹底せねばならぬ
  - 3 文化を向上させねばならぬ
  - 4 国内の争を止めねばならぬ
  - 5 戦争責任者を処罰せねばならぬ
  - 6 国民生活を安定させねばならぬ
  - 7 分りません

種別	問題別 調査総数	年齢別						性別		職業別								
		三〇—三九	四〇—四九	五〇—五九	六〇以上	男	女	農	商	俸給者	勤労者	其他	其ノ					
五問ノ一	三三	一	二	三	二	三	三	三	一	五	一	一	一	一	一	一	一	一
二	二																	
三	一																	
四																		
五																		
六	五																	
七																		

六 民主々義の政治とは如何云ふ政治か

- 1 政府が国民の要求を聞いて国民の為の政治をすること
- 2 国民が主体となつて政治をとること
- 3 国民が政治に参与すること
- 4 国民の間で日常の色々の問題を処理してゆくこと
- 5 分りません

種別	問題別 調査総数	年齢別				性別		職業別										
		三〇—三九	四〇—四九	五〇—五九	六〇以上	男	女	農	商	俸給者	勤労者	其他	其ノ					
六問ノ一	三三	一	二	三	二	三	三	三	一	五	一	一	一	一	一	一	一	一
二	六																	
三	一																	
四	一																	
五																		

七 今度の総選挙は如何なる理由で行はれるか

- 1 議会が国民の意志を反映せぬものとして解散されたため
- 2 マツカーサー司令部の命令による
- 3 国内政治を刷新して民主生活を実現するため
- 4 分りません

第1章 政治改革

種別	調査総数	年齢別					性別		職業別								
		三〇—三九	四〇—四九	五〇以上	男	女	農	商	俸給勤勞者	其他	其ノ						
七問ノ一	三三	—	二六	三五	三三	—	五	—	七	三	一	六					
二	一				一												
三	二				七	二											
四																	

八 初めて選挙権を与へられて如何なる感想をもつか

- 1 聯合軍の指令によつて与へられたのだから一向有難くない
- 2 有り難い選挙権を有効に使はねばならぬと思ふ
- 3 選挙権を貰ふより米の一俵でも貰ふ方がよい
- 4 選挙権は有難いが如何使つてよいか分らない

種別	調査総数	年齢別					性別		職業別								
		三〇—三九	四〇—四九	五〇以上	男	女	農	商	俸給勤勞者	其他	其ノ						
八問ノ一	三三	—	二六	三五	三三	—	五	—	七	三	一	六					
二	一				一												
三	一				一												
四																	

九 総選挙は何日行はれるか

- 1 三月二十日
- 2 四月十日
- 3 三月三十一日
- 4 まだきまつてゐない
- 5 何日か知らない

種別	調査総数	年齢別					性別		職業別								
		三〇—三九	四〇—四九	五〇以上	男	女	農	商	俸給勤勞者	其他	其ノ						
九問ノ一	三三	—	二六	三五	三三	—	五	—	七	三	一	六					
二	三				四				八	三		三					
三																	
四																	
五																	

一〇 選挙権は何歳以上の者に与へられてゐるか

- 1 満十八歳以上
- 2 満二十五歳以上
- 3 満二十歳以上
- 4 満二十一歳以上
- 5 何歳か知らない

種別	調査総数	年齢別					性別		職業別								
		三〇—三九	四〇—四九	五〇以上	男	女	農	商	俸給勤勞者	其他	其ノ						
一〇問ノ一	三三	—	二六	三五	三三	—	五	—	七	三	一	六					

種別	問題別		総数	年齢別	性別	職業別
	一〇問ノ二	一〇問ノ一				
五						
四	三					
三	二					
二						
一						

- 一一 被選挙権は何歳以上の者に与へられてゐるか  
 1 満十八歳以上    2 満二十五歳以上    3 満二十歳以上  
 4 満二十一歳以上    5 何歳か知らない

種別	問題別		総数	年齢別	性別	職業別
	調査総数	一一問ノ一				
五						
四						
三						
二		二三				
一						

- 一一 今度の選挙には如何なる態度で臨むか  
 1 自分の判断で選ぶ自信がある

- 2 新聞や講演会で候補者の人格識見をよく知つた上で選挙する  
 3 別に努力せずとも噂を聞いて居れば大体選ぶ人の見当がつくと  
 と思ふ  
 4 自分では知らぬから誰かに聞いて教へて貰ふつもりである  
 5 適任者がなから棄権する

種別	問題別		総数	年齢別	性別	職業別
	調査総数	一二問ノ一				
五						
四						
三						
二		六				
一						

- 一一 何を規準にして投票するか  
 1 自分がよいと思ふ政党に属する人を選ぶ  
 2 政党の政策とは関係なく其の人の政見を調べた上で選ぶ  
 3 政見よりも人物のしつかりした人を選ぶ  
 4 政見と人物の両面から選ぶ  
 5 好感のもてる人を選ぶ  
 誰れを選んでよいか分りません

